

財務諸表利用者にとっての繰延税金資産

野村 嘉浩 CMA

目 次

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. はじめに | 3. 適用税率情報 |
| 2. 繰延税金資産内訳情報 | 4. 終わりに |

繰延税金資産内訳情報と適用税率情報には、企業の繰延税金資産の回収可能性や中長期的に想定される税率を推察する上で多くの情報が含まれている。しかも適用する会計基準の違い（日本会計基準、IFRS、米国会計基準）によっても開示内容に大きな相違はなく、財務諸表利用者は、日本の全上場企業から、ほぼ均質な情報が入手でき、その点は高く評価できよう。本稿では、実際の企業事例を踏まえながら、こうした情報の内容について確認していく。

1. はじめに

20世紀末から「会計ビッグバン」の名のもとに始まった日本の財務報告制度の改善の中で、税効果会計の導入は、財務諸表利用者を大いに悩ませた。国際会計基準（以下、IFRS）や米国会計基準のように、高品質で、国や地域を超えて幅広く利用される会計基準に、日本の会計基準を近づけるという試みは、財務諸表利用者としても歓迎されるべき動きであったが、その解釈には時間を要したと言えよう。

「税効果会計に係る会計基準」（以下、本会計基準）は、98年10月に企業会計審議会から公表された。強制適用時期は、3月期決算であれば00年3月期からとされ、早期適用も認容された。

一般的に、煩雑な会計基準の適用について、財務諸表作成者が、積極的に早期適用を選択することはまれと考えられるが、本会計基準に関しては、その公表後わずか半年先に到来した99年3月期の決算から早期適用を選択した企業が少なからず見受けられた。そうまでして本会計基準を適用する動機づけとして、繰延税金資産の計上により、



野村 嘉浩 (のむら よしひろ)

野村証券(株)エクイティ・リサーチ部エグゼクティブ・ディレクター。1983年慶應義塾大学経済学部卒業。同年4月、野村総合研究所入社。日本の企業アナリスト、豪州・香港の株式会社ストラテジストを経て、98年から会計制度調査担当、14年7月より現職。日本証券アナリスト協会企業会計研究会委員。主な著書に『会計制度改革と企業行動』、『テキスト金融商品会計』（いずれも共著、中央経済社）がある。